

# 令和元年12月3日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和元年12月3日(火)  
13時57分～14時55分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件  
議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件  
議案第30号 農用地利用集積計画の制定について  
議案第31号 農用地利用集積計画(所有権移転)の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出  
2) 非農地通知について  
3) 業務報告・予定  
4) 11月総会における小矢部市農業委員会の意見書について  
5) その他

## 出席委員 17名

1番 宇川 傳治	10番 荒木 貞道
2番 中島 一朗	11番 日光 善治
4番 山崎 和英	12番 三輪 和雄
5番 田悟 敏子	13番 大谷 文男
6番 中村 重樹	15番 島倉 博
7番 和田 俊信	16番 水上 俊秀
8番 青島 由弘	17番 杉森 清弘
9番 高藤 孝一	18番 吉江 秀一
	19番 前田 真一郎

欠席委員 3番 古村 正夫 14番 西尾 信秋

令和元年12月3日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>皆さん、ご苦勞様でございます。いよいよ12月に入りました。先月の11月15日に小杉で研修会がありました折に、高田さんがお亡くなりになられたということで、農業委員会組織委員会を開催いたしました。そこで、私が会長に選任され、職務代理には、中島委員が選任されました。また皆様のご協力の程をよろしくお願い致します。</p>
職務代理	<p>今回、職務代理という大役をお受けしまして、大変恐縮しております。年だけとっておりますが、宇川さんの後任として、残りの任期を皆様のご協力をもって全うしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会12月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は古村委員さんと西尾委員さんになっております。本日の議事録署名委員を指名いたします。4番の山崎委員さん、5番の田悟委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第28号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第29号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計3件</p> <p>○議案第30号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>○議案第31号 「農用地利用集積計画（所有権移転）の制定について」</p> <p>以上、4件の付議議案となっております。それでは議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。お願いします。</p>
事務局	<p>議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号13番は、贈与により所有権移転を行おうとするものです。</p>

	<p>対象の農地は2筆で、合計面積は2,017㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については1ページから3ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号13番について、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告致します。譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇141、外1筆で、合計面積が2,017㎡です。位置図の2ページと3ページをご覧ください。現状は、申請地の141と、140、139は1枚の田んぼになっています。また、3ページの266、268、270も3筆で1枚の田んぼになっております。〇〇さんは、元〇〇地区の理事兼〇〇の会の委員長でした。当時、申請地2筆については換地処分、登記完了後、〇〇さんという方に権利を移譲するという条件でした。その〇〇さんが換地処分、登記完了後にご夫婦で土改に来られて、この土地はいらないと言われました。ですので、登記上は〇〇さんになっております。〇〇さんが病気になられてしまい、いつまでもこの土地をこのままにしておいてはいけないということで、今回、〇〇に所有権移転されることになりました。こちらは元々〇〇が耕作をしておりましたので、問題は無いと思います。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。</p>
〇〇委員	<p>贈与ということは、無償で提供したいということですね。</p>
〇〇委員	<p>はい、そうです。</p>
会長	<p>他に無いようですので、「異議なし」として議案第28号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>

会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第28号については「承認」といたします。続いて、議案第29号「農地法第5条に規定による許可申請について」、事務局より説明していただきたいと思いますが、受付番号36番については、申請地が〇〇であり、関係があるため、一旦退室いたします。この間の進行は、中島職務代理にお願いします。</p>
	<p>(宇川会長 退室)</p>
職務代理	<p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第29号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書2ページと3ページをご覧ください。</p> <p>受付番号36番は、賃貸借権の設定ということで賃借人が〇〇さん、賃貸人が〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、の計5名です。地目は田、5筆の合計面積が15,764㎡で、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については4ページから8ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
職務代理	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号36番の調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>報告させていただきます。位置図は4ページからになります。賃借人が〇〇さん、賃貸人が〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、の計5名です。〇〇の関連会社である〇〇の〇〇さんと、申請地に隣接されている〇〇さんにお話を聞いて参りました。位置図の4ページをご覧ください。現在、申請地は水稲と一部キャベツが栽培されています。転用目的は砂利採取による一時転用になります。掘削の深さは約6mで、周辺に保護柵を設けて土砂の流出を防ぐということです。少し気になった所がありまして、採掘場所が道路を挟んでいますので、その辺はどうされますかと確認をしてきました。位置図の7ページをご覧ください。砂利採取地を渡る際には鉄板を敷いて、周囲に影響を与えないということでした。この近くに用排水路もありますので、特に問題は無いと思われまます。この〇〇地内は、以前、通学路の関係で地元の方からクレームが出たこともありますので、〇〇</p>

	<p>さんには再度周辺の方と通学路等のお話をして、クレームが出ないように気を付けてほしいとお願いしました。自治会長、生産組合、耕作者、土改の同意も出ておりますので、よろしく申し上げます。以上です。</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。ただいまの件について何かご質問等はありませんか。</p>
職務代理	<p>質問が無いようですので、受付番号36番についての審議を終了いたします。ここで、会長にご入室いただきます。</p>
	<p>〈宇川会長 入室〉</p>
職務代理	<p>受付番号36番についての審議が終了いたしました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、受付番号37番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号37番は、使用貸借権の設定ということで借人が〇〇さん、貸人が〇〇さんで、お2人は親子です。地目は田、面積が405㎡で、分家住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については9ページから12ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可条件に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号37番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんで、お2人は親子です。面積は405㎡です。位置図の10ページをご覧ください。申請地の隣は、〇〇さんの娘さんの〇〇さんの宅地になります。こちらは3年前に建てられました。現在、アパートにお住まいの〇〇さんが住宅を建てたいということで、今回申請されました。雨水は用悪水路に、下水は道路にある下水道に流します。〇〇さんは区長ですので、区長代理の〇〇さんと土改の承諾をいただいております。よろしくお願い致します。</p>

会長	ただいまの件について、ご質問等はないでしょうか。
会長	無いようですので、次に受付番号38番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案書の3ページをご覧ください。受付番号38番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さんと妻の〇〇さんで、持分2分の1ずつの共有名義となっております。譲渡人が〇〇さん、こちらは被相続人で、相続人が〇〇さん、外2名です。2筆の合計面積が323㎡、一般住宅敷地への転用を行おうとするものです。申請地は、地目が田で現況は宅地ですが、平成6年2月3日付で転用目的が一般住宅敷地ということで許可済みです。但し、住宅は建てられておらず、登記地目は田のままであり、別の方に所有権を移転するということで、今回新たに5条申請を行うものです。位置図については、13ページから17ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより受付番号38番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	<p>それでは報告致します。譲受人は〇〇さんと妻の〇〇さん、譲渡人は故〇〇さん、相続人の〇〇さん外2名です。面積は323㎡です。位置図の14ページをご覧ください。今回の調査は、代理人である行政書士の〇〇さんと電話でお話をさせていただきました。現在申請地は、宅地、雑種地になっています。平成6年に農地法第5条で一般住宅敷地として許可をされて、宅地に転用されて造成されていましたが、〇〇さんの都合により家を建てられなくなり、そのままになっていました。現状は、防草シート等で管理がされていて、一部は家庭菜園になっています。但し、登記簿上は田となっていますので、この申請にあたり事前に県に確認をされたところ、再度農地転用申請を行って下さいと言われたということで、今回の申請となりました。譲受人の〇〇さんは、現在アパートにお住まいですが、お子さんの成長と共に手狭になったということで、こちらに住宅を建てたいということです。造成はされていきましたので、上下水道、公共柵は整備されています。雨水は自然勾配での排水、用排水はこのまま公共柵等を使用されます。</p>

	<p>今回、平成6年の許可申請によって土改の方で受益地から除外されていますので、土改の意見書はありません。区長、生産組合長からの同意書は出ておりますので、よろしくお願い致します。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは、ただいまの件についてご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第29号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第29号については「承認」といたします。続いて、議案第30号の「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第30号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。内訳につきましては、5ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」の利用権設定が3件で、面積が30,361㎡であり、新規が3件となっております。</p> <p>「3年以上6年未満」の利用権設定は2件で、面積が495㎡であり、新規が2件となっております。</p> <p>「6年以上10年未満」「1年以上3年未満」は、ありません。</p> <p>申請の内容は6ページに記載のとおりです。富山県農林水産公社の配分先は、別紙1のとおりです。</p> <p>これについては、農業経営基盤強化促進強化法第18条第3項の要件を満たしていると考えております。以上です。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件についてですが、ご質問等ありませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第30号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第30号については「承認」と</p>

	<p>いたします。続いて、議案第31号の「農用地利用集積計画（所有権移転）の制定について」事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第31号の「農用地利用集積計画（所有権移転）の制定について」ご説明いたします。議案第30号の「農用地利用集積計画について」は賃貸借の利用権設定でしたが、議案第31号は売買による所有権移転となります。これは小矢部市農業委員会では初めての案件となりますので、詳細をお伝えいたします。議案書8ページをご覧ください。併せて申請農地については、位置図の18ページから21ページをご覧ください。</p> <p>譲渡人である〇〇さんより、認定農業者である譲受人の〇〇さんへ、農業経営基盤強化促進法（「基盤法」）に基づく農地売買を行うということで届出がありました。農地の売買や賃借については、農地法第3条と基盤法による方法があり、今回の届出は基盤法による売買となります。別紙2をご覧ください。農地法3条と基盤法による売買と賃貸について比較した表です。特に赤字の「税の特別控除がある」というのが、農地法3条と基盤法による売買の大きな違いの1つであり、今回、申請者が農地法3条ではなく、基盤法による売買の届出をされた理由です。税の特別控除の内容については、別紙2の中段に記載しましたのでご確認ください。また、別紙2下段の「小矢部市農業委員会総会での対応」にて委員による調査・報告は行わないと記載をしました。これは譲受人が認定農業者であることもあり、当面は総会における基盤法の売買について、このような対応をしていきたいと考えております。議案書8ページをご覧ください。受付番号1番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は5筆で、合計面積は6,207㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、18ページから21ページをご覧ください。</p> <p>以上、今回の売買による利用権設定は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えております。以上です。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件についてですが、ご質問等ございませんか。</p>
〇〇委員	<p>これは、認定農業者であれば基盤法が適用されるものですか。個人で売買する時には適用されませんか。</p>
事務局	<p>譲受人の要件としましては、認定農業者です。</p>

〇〇委員	今後、認定農業者が田んぼを買われるとか、申請される場合はこちらを勧めた方がいいということですね。
〇〇委員	これはずっと田んぼを耕作しないといけないといった、制約はありますか。
事務局	北陸農政局にも確認しておりますが、ずっと耕作しないといけないといったことは特に無いということです。
〇〇委員	現地調査はしなくてもいいということですね。
事務局	はい。認定農業者ということで、当面はこのような形で対応していきたいと思っております。
事務局長	別紙2を見ていただいて、小矢部市農業委員会総会での対応とありますが、基盤法には、対応について明確には規定されておられません。県外には少し規定はありましたが、小矢部市では、認定農業者がこの制度を受けられるということで、各農業委員さんが、現地や周りの状況、その後きちんと農業をされているか等の確認をしないとはいえ、通常の農地法の案件のように、位置図でもお知らせし、内容をお伝えした上で、承認をする方がいいだろうということで、対応をまず事務局内で判断いたしまして、会長と職務代理にもご相談した上で、今回このような形にいたしました。今までこのような事案は無く、県内でもこの方法での所有権移転はあまりされておられません。〇〇さんはこういった税の控除を受けられるということを知り、今回申請されました。今後、またこういった申請が出てきて、もう少し別の対応が必要になれば、必要に応じて改めていくことになっていきますが、当面はこのような対応で行っていきたいと考えております。
会長	他に無いようですので、「異議なし」として議案第31号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第31号については「承認」といたします。これで、付議議案はすべて終了いたしました。協議事項

	は、今回はありません。次に、報告事項について事務局より説明していただきます。
事務局	報告事項説明 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2) 非農地通知について 3) 業務報告・予定 4) 11月総会における小矢部市農業委員会の意見書について 5) その他連絡事項
会長	それでは、ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
〇〇委員	同意は得られたのでしょうか。
事務局	同意書は得られていませんが、説明会を行い、ある程度の同意は得られたということで、県もこの説明会の議事録によって、許可書を出すという判断をされております。
〇〇委員	押印した書類は無いですが、今後大人の対応をしていきたいと思いますという感じでした。いろいろとご迷惑をおかけしました。
会長	事務局の方でも、またこのようなことがあれば、留意して受理していただくということをお願いします。
次長	私の方から、業務報告にありました東京での行事について報告をさせていただきます。先月27日から28日にかけて、会長の代理として、東京での行事に、富山県の農業委員会の会長さん達と一緒に出席して参りました。27日の夕方からの県選出国会議員との意見交換会と懇談会は、国会中ということもありまして、議員さんの出入りが非常に激しい中で、先日、皆さんも出席された県の大会で承認された富山県への要望を報告し、これをベースにして意見交換がされておりました。翌日の28日には全国農業委員会会長代表者集会に出席してきました。ここでは、農地中間管理事業に関する法律が改正されて、農業委員の新たな役割として、地域における農業者同士の協議の場において、地域農業の将来像を形づけるための農業者の意向把握と、地域の話し合い活動に積極的に取り組むことが法律で明記されたということをお話し

	<p>れていました。農業委員としての役割がさらに高まったということが議事の中で何度も言われていました。あと、お手元の新聞記事にもありますが、この記事を受けて、委員の綱紀保持に関する申し合わせが、決議されましたことも報告させていただきます。以上です。</p>
会長	<p>他に無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。</p> <p>閉会の挨拶を中島職務代理よりお願いします。</p>
職務代理	<p>本日は、長時間に亘り、慎重審議ありがとうございました。何分にも不慣れな兩名ですが、ご協力をいただきまして、無事に終了することができました。冬もなかなか来ないかと思っておりましたが、最近は大変寒くなりました。皆さんも健康管理に気を付けていただいて、新しい年を迎えていただきたいと思います。本日はありがとうございました。</p>
	<p>— 1 2 月総会終了 —</p>

上記の通り、総会の議事録を確認する。  
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和元年 12 月 3 日

会長 宇 川 傳 治

議事録署名委員 4 番 山 崎 和 英

5 番 田 悟 敏 子